

## 資料

### ○用語解説

#### [あ行]

**アスペルガー症候群** 社会性・興味・コミュニケーションについて特異性が認められる広汎性発達障害。各種の診断基準には明記されていないが、全IQが知的障がい域でないことが多く「知的障がいがない自閉症」として扱われることも多い。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、2013年の改訂により、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に変更になった。

**育成医療** 身体障がいのある児童の健全な育成を図るため、障がいのある児童に対し行われる生活の能力を得るために必要な公費負担医療をいう。育成医療は、児童福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

**意思疎通支援事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、聴覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人に手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を行う。

**一般就労** 障がいのある人が、一般企業への就職、在宅就労、自ら起業することをいう。

**移動支援事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、屋外での移動が困難な障がいのある人の地域におけ

る自立生活及び社会参加を促すことを目的として、外出のための支援を行う事業。

**医療型児童発達支援** 上肢、下肢又は体幹の機能に障がいのある児童に対する児童発達支援及び治療を行う事業。医療型児童発達支援は、医療型児童発達支援センター（平成24年度以前の肢体不自由児通園施設）あるいは医療機関が提供するサービスである。

**医療的ケア児** 医学の進歩を背景として、NICU等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な障害児のこと。

**インフォーマルサービス** 近隣や地域社会、ボランティア等が行う非公式的な援助のこと。法律等の制度に基づいた福祉、介護等のサービスをフォーマルサービスと呼び、その対語として使われる。インフォーマルサービスは、要援護者の置かれた環境、状況に応じた柔軟な取組みが可能である点が特徴といえる。

#### [か行]

**共同生活援助** ⇒ グループホーム

**居住系サービス** 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場はそれぞれ選択することになった。居住系サービスとは、その住まいの場をいい、施設入所支援、グループホームが該当する。

**居宅介護（ホームヘルプ）** 障害者総合支

援法に定める障害福祉サービスの1つで、障がいのある人が居宅において、入浴、排せつ及び食事等の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を受けるサービスとされている。

**居宅訪問型児童発達支援** 平成30年4月に児童福祉法が改正され創設された児童通所支援の1つ。重度の障がいなどの状態にある障がい児で、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるように、障がい児の居宅を訪問して発達支援をおこなう。

**グループホーム（共同生活援助）** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つであるグループホームは、障がいのある人が共同生活を行う住宅である。グループホーム入居者の平日の日中は、一般就労あるいは日中活動系サービスを利用する。

**訓練等給付** 障害者総合支援法に定める自立支援給付に位置づけられている地域生活への移行や一般就労への移行等をめざすサービスの総称。訓練等給付は、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、グループホーム（共同生活援助）がある。平成30年4月に障害者総合支援法が改正され、自立生活援助及び就労定着支援が創設された。

**権利擁護** 自らの意思を表示することが困難な知的障がいのある人等に代わって、援助者等が代理としてその権利やニーズの獲得を行うことをいう。

**更生医療** 身体障がいのある人の自立と社会経済活動への参加の促進を図るため、身体障がいのある人に対し行われるその更生のために必要な公費負担医療をいう。

更生医療は、身体障害者福祉法に規定されていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援医療として、利用者負担等が変更された。

**行動援護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、自己判断力が制限されている人（自閉症、てんかん等の重度の知的障がいのある人又は統合失調症等の重度の精神障がいのある人であって、危険回避ができない、自傷、異食、徘徊等の行動障がいに対する援護を必要とする人）が行動する際の危険を回避するための援護をいう。移動の場合も利用できる。

#### [さ行]

**サービス利用計画** 介護給付等を受ける障がいのある人が障害福祉サービスを適切に利用することができるよう、サービスを利用する障がいのある人の心身の状況、その置かれている環境、サービスの利用に関する意向、その他の事情を考慮し、利用するサービスの種類及び内容、これを担当する人等を定めた計画をいう。介護保険のケアプラン（介護サービス計画）と同様のものである。

**支援費制度** 福祉サービスの利用者が提供事業者と直接契約し、市町村が利用者に対し支援費を支給するというサービスの提供方式であり、以前の措置制度に変わるものである。身体障害者福祉法、知的障害者福祉法及び児童福祉法に基づき平成15年度から身体障がいのある人、知的障がいのある人及び障がいのある児童へのサービス提供は、原則的にこの方法で行われていたが、平成18年度から障害者自立支援法による自立支援給付等に変更された。

**施設入所支援** 障害者総合支援法に定める

障害福祉サービスの1つで、施設に入所する障がいのある人が、主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護等を受けるサービスである。施設入所支援は、障害者支援施設で行われる。障害者自立支援法施行前の療護施設、更生施設、授産施設などの入所者が受ける夜間や休日のサービスのことをいう。平日の日中は、日中活動系サービスを利用する。

**児童発達支援** 就学前の障がいのある児童が身近な地域で質の高い療育を通所で受けることができる事業をいう。平成24年度以前の児童デイサービス、知的障害児通園施設、難聴幼児通園施設、重症心身障害児（者）通園事業が、児童発達支援となった。児童発達支援は、児童福祉施設として定義された福祉型児童発達支援センターと、障がいのある児童が身近な場所でサービスを受けられる児童発達支援事業がある。

**児童福祉法** 昭和22年に制定された児童の福祉に関する基本法。児童の福祉を保障するための原理として、「すべて国民は、児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう努めなければならない」とこと、「国及び地方公共団体は、児童の保護者とともにその責任を負う」ことを明示している。また、18歳未満の児童に対する福祉施策のため、児童福祉の機関として、児童福祉審議会、児童福祉司、児童委員、児童相談所、福祉事務所、保健所を規定し、福祉の保障、事業及び施設、費用等について定めている。平成28年5月に改正され、都道府県及び市町村に障がい児福祉計画の策定を義務づけた。

**自発的活動支援事業** 障害者総合支援法の地域生活支援事業の必須事業の一種で、障がいのある人等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障

がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対する支援事業をいう。具体的には、ピアサポート、障がいのある人等の災害対策活動や見守り活動、社会活動、ボランティア活動等を支援する事業である。

**重度障害者等包括支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障がいのある人であって、その介護の必要の程度が著しく高い人が、サービス利用計画に基づき、居宅介護等の複数のサービスを受けられることができるとともに、緊急のニーズにも臨機応変にサービスを受けられる仕組みである。報酬は、サービスの種類等にかかわらず、一定額を支払うもので、各種サービスの単価設定や利用サービスの種類や量は自由に設定できる。この事業を行う事業者は、ケアマネジメント機能、24時間の連絡・対応体制、必要なサービスを十分提供できる体制といった要件を満たさなくてはならないため、現在のところ、このサービスに対応できる事業所は少ない。

**重度訪問介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、重度の肢体不自由・知的障がい・精神障がいのため常時介護を必要とする人が、居宅において長時間にわたる介護と移動中の介護を総合的に受けられるサービスである。

**就労移行支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、就労を希望する障がいのある人に、生産活動その他の活動の機会を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスである。就労移行支援利用期間は、2年間（あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の資格取得を目的とする場合は3年間又は5年間）とされている。

**就労継続支援** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、A型とB型の2種類がある。

**就労継続支援（A型）** 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービスで、一般雇用に近い形態のものをいう。

**就労継続支援（B型）** 通常の事業所に雇用されることが困難な障がいのある人に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練等を行うサービス。

**就労定着支援** 平成30年4月に障害者総合支援法が改正され創設された障害福祉サービスの1つ。就労移行支援などの利用を経て、一般就労へ移行した障がいのある人で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている人に対し、企業や自宅などへの訪問や来所により、生活リズム、家計や体調管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行う。

**手話通訳者** 重度の聴覚障がいのある人・重度の言語障がいのある人と障害のない人との意思伝達を援助する人。手話通訳者の公的な資格を手話通訳士という。

**巡回支援専門員整備事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、発達障がいなどに関する知識がある専門員が、保育所などの子どもやその親が集まる施設・場へ巡回などの支援を実施し、支援をする職員や障がい児の保護者に対して、助言などの支援を行う事業を行う。

**障害支援区分** 障がいのある人に対する障害福祉サービスの必要性を明らかにする

ため、障がいのある人の支援の度合を示す区分をいう。全国統一の調査票による調査と医師の意見書の結果をもとに、市町村審査会が区分1から区分6などを判定する。平成25年度までは、障害程度区分といていた。

**障害児相談支援** 児童福祉法の障害児通所支援を申請した障がいのある児童に、サービス等利用計画の作成、支給決定後のサービス等利用計画の見直し（モニタリング）等を行うことをいう。

**障害児通所支援** 障害のある児童が通所して受けるサービスをいい、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援がある。平成30年4月に児童福祉法が改正され、新たに居宅訪問型児童発達支援が創設され、5種類となった。

**障害児入所支援** 児童福祉法に定める重度の障がいのある児童が入所して受けるサービスをいう。障害児入所支援には、福祉型と医療型がある。

**障がい児福祉計画** 平成28年5月に児童福祉法が改正され、都道府県市町村に障がい児福祉計画の作成を義務づけている。平成18年6月厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（「基本指針」という）に即して、①障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量、等を定めることとされている。障がい児福祉計画は3年毎に評価し、新たな計画を定めなければならない。

**障害者基本法** 昭和45年に制定された「心

身障害者対策基本法」を平成5年に抜本改正して制定した法律。基本的理念として、①すべて障がい者は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する、②すべて障がい者は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会を与えられる、と定め、障がいのある人の基本的人権とノーマライゼーションを唱っている。具体的な施策としては障害者基本計画等の策定のほか、医療・教育・雇用・年金など、あらゆる分野について、国及び地方公共団体等の義務を定めている。

**障害者自立支援法** 障がいのある人の福祉サービス等の給付等について定めた法律。平成25年4月からは、障害者総合支援法に名称変更された。⇒ 障害者総合支援法

**障害者総合支援法** 障害者自立支援法は、平成25年4月から障害者総合支援法（法律名は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」という）に改正された。障がいのある人や難病患者等の地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障がいのある人等の日常生活及び社会生活を総合的に支援することを目的としている。これを達成するために、市町村及び都道府県に障害福祉計画の策定を義務づけている。

**障害福祉計画** 障害者総合支援法では、市町村及び都道府県に障害福祉計画の作成を義務づけている。市町村及び都道府県は、平成18年6月厚生労働省告示「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するた

めの基本的な指針」（「基本指針」という）に即して、①障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項、②各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談又は指定計画相談の種類ごとの必要な量の見込み、③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項、等を定めることとされている。障害福祉計画は3年毎に評価し、新たな計画を定めなければならない。

**障害福祉サービス** 障害者総合支援法において、「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助（グループホーム）とされている。自立支援給付の介護給付と訓練等給付のこと。平成30年4月に障害者総合支援法が改正され、新たに自立生活援助及び就労定着支援が創設された。

**障害保健福祉圏域** 広域的に障がい者福祉施策を推進する1つの単位。愛知県の障害保健福祉圏域は、名古屋・海部・尾張中部・尾張東部・尾張西部・尾張北部・知多半島・西三河北部・西三河南部東・西三河南部西・東三河北部・東三河南部の12圏域で、本市は、碧南市、刈谷市、安城市、西尾市、知立市及び高浜市の6市で構成する西三河南部西圏域に属している。

**自立訓練** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、機能訓練と生活訓練の2種類がある。

**自立訓練（機能訓練）** 病院を退院し、身体的リハビリテーションの継続や社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人や、特別支援学

校を卒業し、社会的リハビリテーションの実施が必要な身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な身体機能の維持・回復等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は1年6か月と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

**自立訓練（生活訓練）** 病院や施設を退院・退所した人や、特別支援学校を卒業した人のうち、社会的リハビリテーションの実施が必要な知的障がいのある人・精神障がいのある人・身体障がいのある人が、地域生活を営む上で必要な生活能力の維持・向上等のための訓練を受けるサービスである。利用期限は2年間（長期間入院者等は3年間）と定められており、効果的にサービスを提供するため、利用者の状況に応じ、通所と訪問を組み合わせ、段階的に実施するとともに、必要に応じ、入所施設を利用してもよいとされている。

**自立支援** 障がい者施策で用いられる自立支援とは、介助が必要な重度の障がいのある人であっても、自らの意志によって、自らの人生を選択・決定し、社会の一員として主体的に生きていくための支援をいう。

**自立支援医療** 身体障がいのある人のための「更生医療」、障がいのある児童のための「育成医療」及び精神障がいのある人のための「精神通院医療」の総称。自立支援医療は、障害者総合支援法の自立支援給付に位置づけられている。

**自立支援給付** 障害者総合支援法に定める自立支援給付は、個々の障がいのある人

の障がい程度や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況）を踏まえ、個別に支給決定が行われる。自立支援給付は、介護給付、訓練等給付、自立支援医療及び補装具に大別される。

**自立生活援助** 平成30年4月に障害者総合支援法が改正され創設された障害福祉サービスの1つ。障害者支援施設や共同生活援助（グループホーム）などを利用して障がいのある人で一人暮らしを希望する人に対し、一定期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、必要な助言や医療機関などとの連絡調整をおこなう。

**生活介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、常時介護を要する障がい程度が一定以上の障がいのある人が、主として昼間において、障害者支援施設やデイサービスセンターで、入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供等を受けるサービスである。

**成年後見制度** 判断能力（事理弁識能力）の不十分な者を保護するため、一定の場合に本人の行為能力を制限するとともに本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度。

**成年後見制度利用支援事業** 自分で十分判断のできない人の財産管理や介護サービス契約等について、後見人等の援助を受けられるよう、本人に代わって市長が家庭裁判所に後見人等選任のため、申立ての手続きを行う事業。また、費用の負担をすることが困難と認められる人に対し、審判の請求に係る費用及び後見人への報酬の助成を行う。

**相談支援** 障害者総合支援法に定める相談支援は、障がいのある人や障がいのある

人の介護を行う人などからの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がいのある人が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とするサービスである。相談支援には、基本相談支援、地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）及び計画相談支援がある。事業の実施者は市町村であるが、その運営を常勤の相談支援専門員が配置されている指定相談支援事業者に委託することができる。

#### [た行]

**短期入所（ショートステイ）** 障害者総合支援法に定める短期入所は、居宅において障がいのある人の介護を行う人が病気等の理由により介護ができなくなった場合に、障がいのある人が短期間入所する障害福祉サービスをいう。

**地域移行** ⇒ 福祉施設の入所者の地域生活への移行

**地域活動支援センター** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、障がいのある人に創作的活動又は生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等の便宜を供与する施設。

**地域自立支援協議会** 相談支援事業をはじめとする地域の障がい福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす定期的な協議の場として都道府県及び市町村が設置する協議会。地域自立支援協議会は、サービス提供事業者、雇用、教育、医療等の関連する分野の関係者で構成する。

**地域生活支援拠点** グループホーム又は障害者支援施設に、①相談（地域移行、親元からの自立等）、②体験の機会（ひとり暮らし、グループホーム等）、③緊急

時の受入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）、④専門性（人材の確保・養成、連携等）、⑤地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）の機能を集約した拠点をいう。地域生活支援拠点は、障害者総合支援法（基本指針）で、平成32年度までに各市町村又は各障害保健福祉圏域に少なくとも一つを整備するとしている。

**地域生活支援事業** 地域生活支援事業は、地域の実情に応じて、柔軟に実施されることが好ましい事業として障害者総合支援法に位置づけられている。市町村が行う必須事業として、理解促進研修・啓発事業、自発的活動支援事業、相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、成年後見制度法人後見支援事業、意思疎通支援事業、日常生活用具給付等事業、手話奉仕員養成研修事業、移動支援事業及び地域活動支援センター機能強化事業があり、訪問入浴サービス事業、日中一時支援事業等の必須事業以外の事業も実施することができる」とされている。

**同行援護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの一つで、移動に著しい困難がある視覚障がいのある人が、同行するガイドヘルパーにより、移動の援護、排せつ及び食事等の介護、その他の必要な援助を受けるサービスをいう。

**特別支援学校** 特別支援教育を受ける学校のこと。特別支援学校は、視覚障がい・聴覚障がい・知的障がい・肢体不自由・身体虚弱の児童を対象とする。平成18年度までは、養護学校という名称であった。

#### [な行]

**難病** 難病とは特定の疾患群を指す医学用語ではないが、昭和47年に厚生省の定め

た「難病対策要綱」によれば、①原因不明、治療方法未確立、後遺症を残すおそれの少ない疾病、②経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するため、家庭の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病、としている。障害者総合支援法における難病等の範囲は、当面の措置として、平成24年度まで実施されていた「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ範囲(難治性疾患克服研究事業(臨床調査研究分野)の対象疾患(130疾患)及び関節リウマチ)とされていたが、平成27年1月から151疾病に拡大され、平成29年4月現在、358疾病となった。

**日常生活用具** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業として定められている日常生活用具は、次の6種類に大別された。**介護・訓練支援用具** 特殊寝台、特殊マットその他の障がいのある人の身体介護を支援する用具並びに障がいのある児童が訓練に用いるいす等のうち、障がいのある人及び介助者が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**自立生活支援用具** 入浴補助用具、聴覚障がい者用屋内信号装置その他の障がいのある人の入浴、食事、移動等の自立生活を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**在宅療養等支援用具** 電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の障がいのある人の在宅療養等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**情報・意思疎通支援用具** 点字器、人工喉頭その他の障がいのある人の情報収

集、情報伝達、意思疎通等を支援する用具のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**排泄管理支援用具** ストマ装具その他の障がいのある人の排泄管理を支援する用具及び衛生用品のうち、障がいのある人が容易に使用することができるものであって、実用性のあるもの。

**居宅生活動作補助用具** 障がいのある人の居宅生活動作等を円滑にする用具であって、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

**日中一時支援事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、障がいのある人が日中活動する場を設け、障がいのある人の家族の就労支援及び障がいのある人を日常的に介護している家族の一時的な休息を目的とする事業。従来の日帰りショートステイはこれに該当する。

**日中活動系サービス** 従来の入所施設は、昼夜のサービスがパッケージ化されていたが、障害者総合支援法により、日中活動の場と住まいの場をそれぞれ選択することになった。日中活動の場とは、生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護及び短期入所で提供されるサービスをいい、これらのサービスは地域生活をしている障がいのある人も利用できる。

[は行]

**発達障がい** いくつかのタイプに分類されており、自閉症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれる。これらは、生まれつき脳の一部の機能に障がいがあるという点が共通しており、同じ人に、いくつかのタイプの発達障がいがあることも珍しくない。個人差がとても大

きいという点が、発達障がいの特徴といえる。なお、アメリカ精神医学会の診断基準DSMでは、アスペルガー症候群を含む広汎性発達障害が、自閉症スペクトラム障害という診断名に分類される。

**福祉施設の入所者の地域生活への移行** 長期の入所が常態化している施設入所支援利用者が、グループホーム、一般住宅等での生活へ移行することをいう。

**保育所等訪問支援** 障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、2週間に1回程度保育所などを訪問し、障がいのある児童や保育所などのスタッフに対し、障がいのある児童が集団生活に適應するための専門的な支援を行うサービスをいう。利用を希望する保護者が、事業所に直接申し込むこともできる。

**放課後等デイサービス** 学齢期の障がいのある児童が学校の授業終了後や学校の休業日に通う、療育機能・居場所機能を備えたサービスをいう。障がいのある児童の「放課後児童クラブ」である。

**訪問系サービス** 障害者総合支援法においては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援をいう。

**訪問入浴サービス** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、常時介護を必要とする重度の障がいのある人の自宅を訪問して行う入浴サービスをいう。

**補装具** 義肢、装具、車いすなどのことで、①身体の欠損又は損なわれた身体機能を補完、代替するもので、障がい個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着（装用）して日常生活又は就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見（医師の判定書又は意見書）を要するものという3つの要件をすべて満たす

ものである。従来は、身体障害者福祉法及び児童福祉法により定められていた。障害者総合支援法では、従来日常生活用具であった重度障害者用意思伝達装置が補装具とされ、補装具であったストマ用装具や一本杖等が日常生活用具とされたなど補装具と日常生活用具の給付対象品目の見直し、整理があったが、多くは従前の補装具の種目と同じである。平成30年4月に障害者総合支援法が改正され、新たに借受けが導入された。

[や行]

**要約筆記者** 所定の講習を受けて要約筆記の技術を習得し、聴覚障がいのある人のために要約筆記を行う人。要約筆記とは、聴覚障がいのある人のための意思疎通を図る手段で、話し手の内容を筆記して聴覚に障がいのある人に伝達するものである。

[ら行]

**理解促進研修・啓発事業** 障害者総合支援法に定める地域生活支援事業の1つで、障がいのある人が日常生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がいのある人の理解を深めることを目的として行う事業

**療育手帳** 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。愛知県においては、A判定（重度）、B判定（中度）及びC判定（軽度）の3種類となっている。療育手帳を所持することにより、知的障がいのある人は一貫した指導・相談が受けられるとともに、各種の支援が受けやすくなる。

**療養介護** 障害者総合支援法に定める障害福祉サービスの1つで、医療を要する障

がいのある人であって常時介護を要する人が、主として昼間において、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理下における介護及び日常生活の世話を受ける事業である。このサービス利用者は、病院入院者である。

高浜市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画  
〈障害福祉サービス及び障害児通所支援等の見込量とその確保策〉

平成30年3月

発行 高浜市 福祉部 介護保険・障がいグループ

〒444-1334

愛知県高浜市春日町五丁目 165 番地

いきいき広場内

TEL 0566-52-9871

FAX 0566-52-7918

E-mail [kaigo@city.takahama.lg.jp](mailto:kaigo@city.takahama.lg.jp)

この高浜市第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画は  
チャレンジサポートたかはまで印刷、製本しました。